第八号書式

第8号書式［第17条］

政府保管有価証券保管替請求書

（受領証書日
付及び番号）

（何庁）取扱主任官殿

年　月　日

住　所

氏　名

下記の証券を「何庁」の保管有価証券に変更して下さい。

（何庁）取扱主任官殿

年　月　日

（何庁）取扱主任官　官職　氏　名

下記の証券の保管替を承認したから、貴庁の保管有価証券として取り扱われたい。

証券名称	枚数	総額面	内訳				備考
			額面	回記号	番号	附属利賦札	

備考

1　用紙寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。

2　無額面株券については、総額面を零とし、額面に代えて券面ごとの株数を記入すること。

3　本書が２枚以上にわたるときは、各葉間に記名すること。

第八号書式

第8号書式［第17条］

政府保管有価証券保管替請求書

（受領証書日
付及び番号）

（何庁）取扱主任官殿

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

下記の証券を「何庁」の保管有価証券に変更して下さい。

（何庁）取扱主任官殿

年　月　日

（何庁）取扱主任官　官職　氏　名　㊞

下記の証券の保管替を承認したから、貴庁の保管有価証券として取り扱われたい。

証券名称	枚数	総額面	内訳				備考
			額面	回記号	番号	附属利賦札	

備考

1　用紙寸法は、日本産業規格Ａ列４とする。

2　無額面株券については、総額面を零とし、額面に代えて券面ごとの株数を記入すること。

3　本書が２枚以上にわたるときは、各葉間に契印を押すこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（日本銀行政府有価証券取扱規程の一部改正）

第三条　日本銀行政府有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。